



- 項目 1
児童生徒が安心して通える学校環境のために！
- 項目 2
いじめ重大事態発生時の対応と、第三者調査の進め方について、緊急時に迷わず正しい判断ができるよう万全の準備を！

2024年12月町田市議会 一般質問

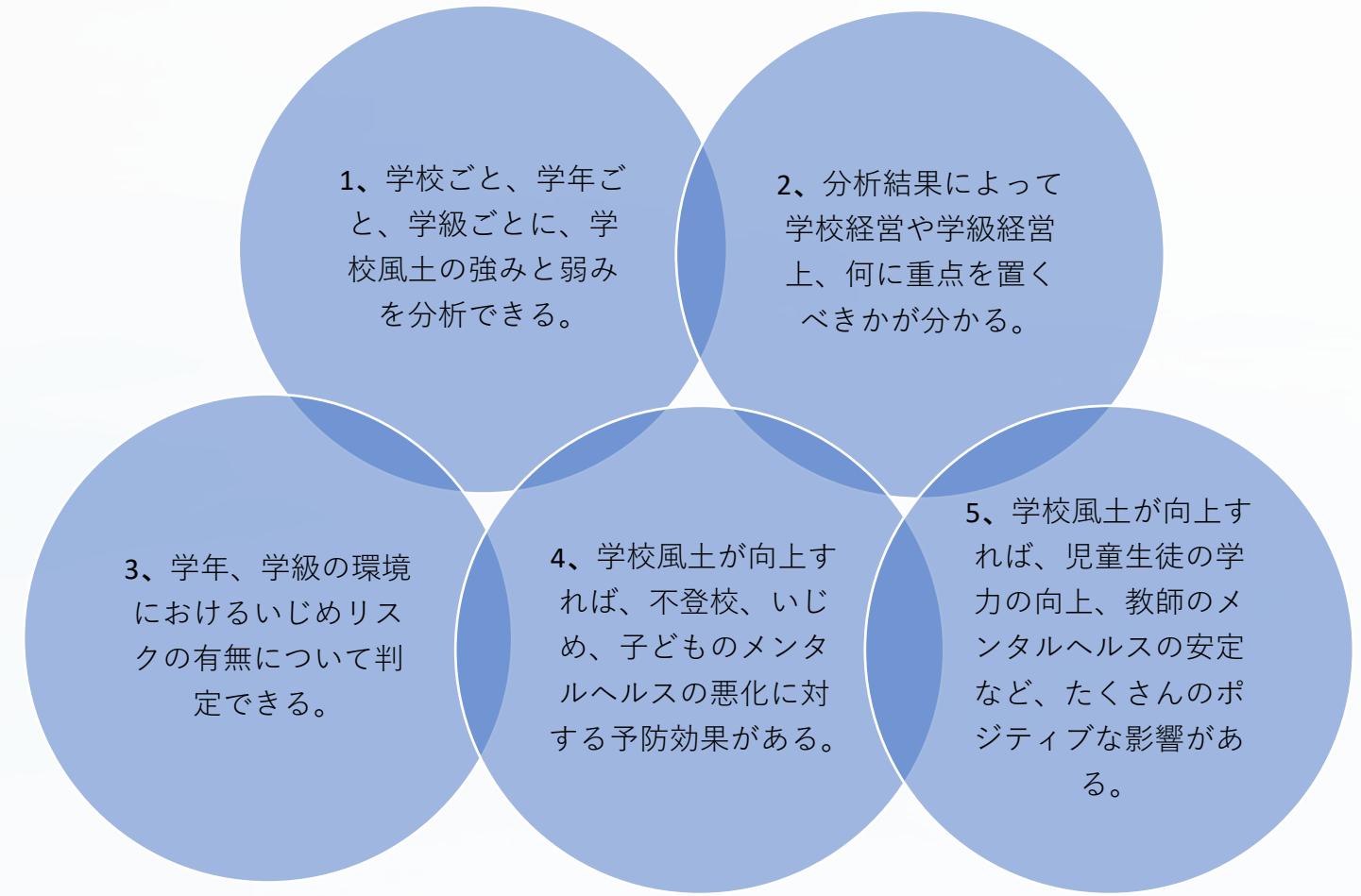


投稿者：まゆ 町田市議 矢口

学校風土の把握と改善を！

公益社団法人 子どもの発達科学研究所 【学校風土調査の効果】

- ・ 学校評価実施委員会での、児童生徒や保護者アンケートにおける匿名性担保に関する議論について、その後の状況は。
- ・ 2024年2月21日町田市いじめ問題調査委員会による再調査の報告書には、
"残念ながら、「いつ誰がいじめられてもおかしくない学級」の風土を安心安全な学級風土に変えていくことにはつながらなかつた。
～省略～所属感を持って安心して登校するには至らず、重大事態につながる一因となつた。
。"とあり、町田市における学校風土の把握と改善の重要性が示されている。

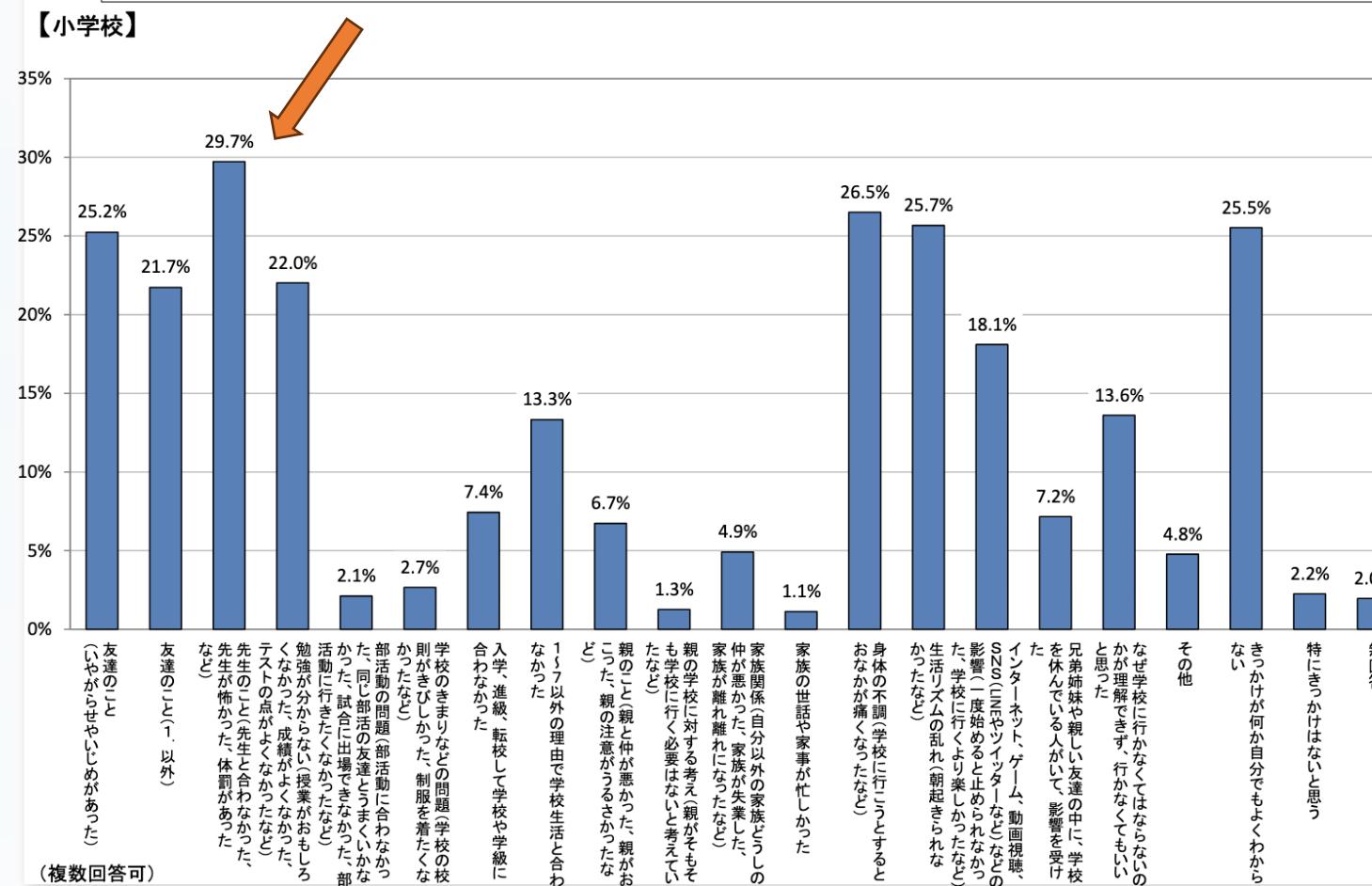


最初に行きづらいと感じ始めたきっかけの上位が
先生に起因するもの

令和2年に行われた文科省の不登校児童生徒の実態調査では、最初に学校に行きづらいと感じ始めたきっかけとして“先生のこと（先生と合わなかつた、先生が怖かつた、体罰があつたなど）”が小学生ではトップ、中学生では三位となつてゐる。

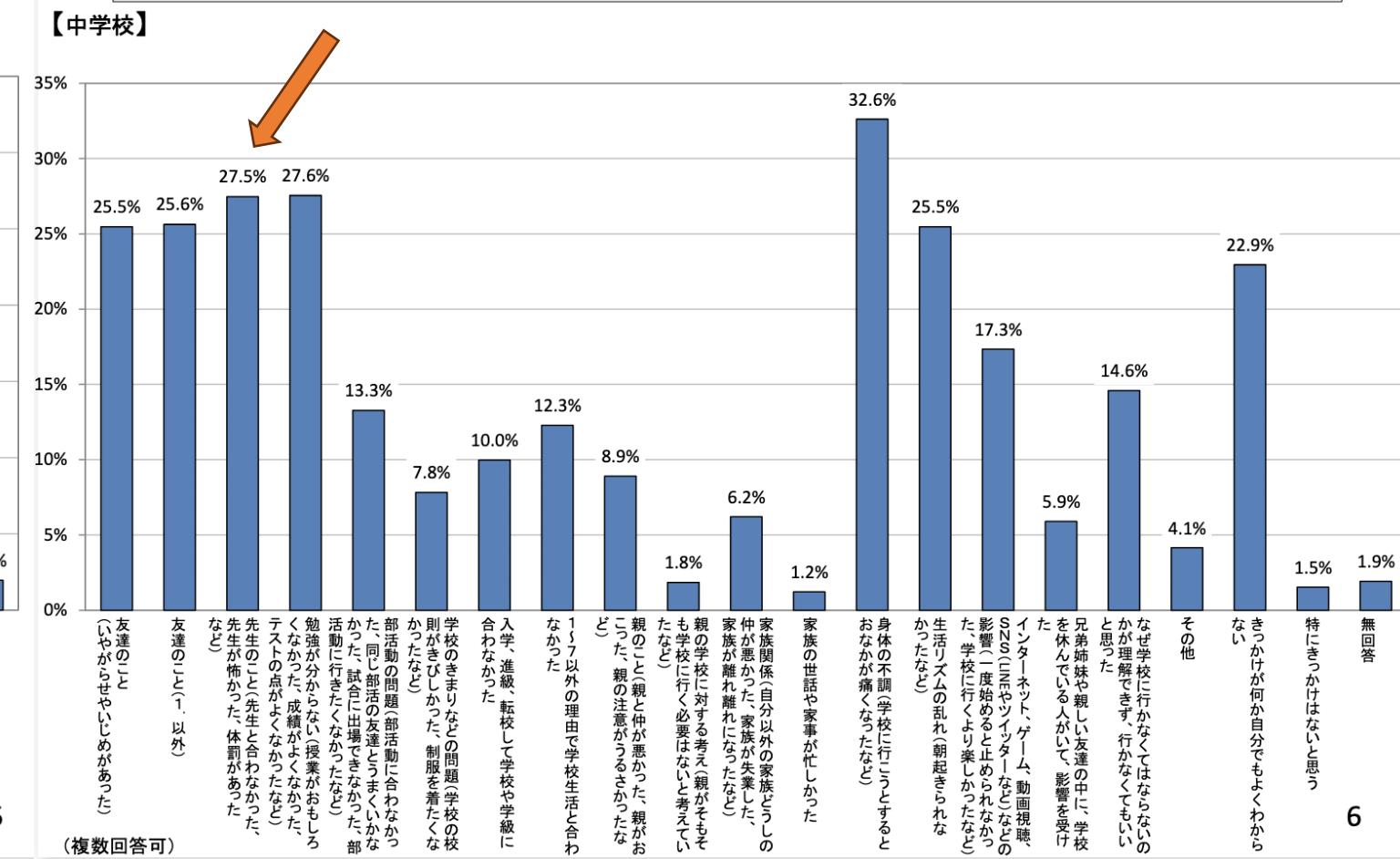
最初に行きづらいと感じ始めたきっかけ①

○「先生のこと(30%)」、「身体の不調(27%)」、「生活リズムの乱れ(26%)」の順で高い割合である。○2割強は、「きっかけが何か自分でもよくわからない」と回答している。



最初に行きづらいと感じ始めたきっかけ②

○「身体の不調(33%)」、「勉強が分からない(28%)」、「先生のこと(28%)」の順で高い割合である。
○2割強は、「きっかけが何か自分でもよくわからない」と回答している。



教職員の不適切な指導に関する相談と対応の現状



相談ルートと件数

まずは現状について、学校、教育センター、指導課、東京都、市長への手紙、心のアンケートへの記載、などなどさまざまなルートから寄せられる、教職員の不適切な指導に関する相談は全部で何件くらいか？

懲戒処分の件数

それだけの相談があるが、懲戒処分となるのは何件か？

都への報告件数

市教委から都に報告書をあげた件数は何件？ 報告書を作成する基準は？

「体罰・暴力行為を許さない開かれた学校づくりのために」～体罰・暴力行為の防止及び発生時の対応に関する指針・児童生徒の問題行動への対応に関する指針～

ページ番号：639132 2024年11月11日

体罰・暴力行為を許さない開かれた学校づくりのために～体罰・暴力行為の防止及び発生時の対応に関する指針、児童生徒の問題行動への対応に関する指針～

大阪市教育委員会の新たな方針と決意

桜宮高等学校において発生した事案について

平成24年12月23日、大阪市立桜宮高等学校2年生の男子生徒が自宅で自らの命を絶つという痛ましい事案が発生しました。教育委員会としましては、生徒を守るべき教育の場において、生徒のかけがえのない命、取り戻すことのできない命を失う事態に至った、この事案を極めて厳しく受け止めております。

当該生徒は、男子バスケットボール部に所属しており、顧問教諭による暴力行為があったことが判明しています。自らの命を絶つという選択をした生徒の苦しみと悩みは、計り知れません。顧問教諭がこの生徒に対して行った行為は、何の落ち度もない生徒に対する暴力行為がありました。

当該教諭は、バスケットボール部の顧問に就任してから、暴力を指導の一環と位置付け、指導方法として効果的であるとの考えのもと、バスケットボール部員に対して恒常に暴力を行っていたところ、当該生徒に対して行った暴力行為は、当該生徒の自殺との間に関連性が認められることから、大阪市教育委員会は、当該顧問教諭に対して懲戒免職という最も重い処分を行いました。また、事案発生時の同校校長・教頭

体罰・暴力行為の実態調査結果

1

全校調査の結果

この事案を受けて、教育委員会は、体罰と暴力行為との違いを明確にしました。それに基づき、体罰・暴力行為の実態把握のため、全校調査及び児童生徒・保護者アンケート調査を実施いたしました。その結果、各学校からは264件の体罰・暴力行為の報告がありました。

2

児童生徒・保護者アンケートの結果

児童生徒・保護者アンケートでは5、123人から体罰・暴力行為を受けたことがあるとの回答がありました。

3

調査結果の示唆

これらの調査結果から、多くの学校で体罰・暴力行為が行われている実態が浮かび上がったと言えます。

外部観察チームによる報告書からの指摘事項

1

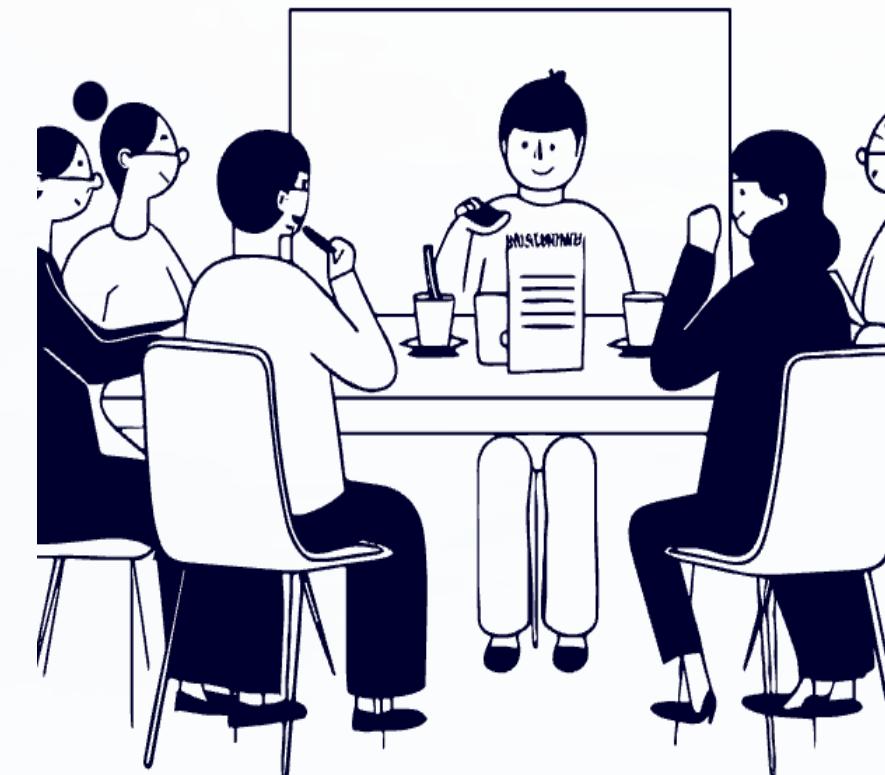
外部監察チームの報告

本市の委嘱により桜宮高等学校の事案の調査に当たった、弁護士から成る外部監察チームは、その最終報告書（平成25年4月30日）において、同校における事案のみならず、中学校における体罰・暴力行為の事案の調査結果をも踏まえ、体罰・暴力行為が根絶されない理由について、次の通り、教育委員会及び学校に対する厳しい指摘を行っています。

2

体罰・暴力行為の処理過程

「学校内において、体罰等が発生しても、これを受けた生徒及びその保護者が異を唱えなければ、当該教員が生徒及びその保護者に対して謝罪をしてその理解を得ることで処理され、管理職である校長及び教頭の知るところとならず、また、管理職がこれを知ったとしても、管理職がこれを教員に対する人事権を有する教育委員会に対して報告せず、さらには、指導部に対して報告されても、教務部に対して報告されずに処理されることにより、結局、当該教員が人事権を有する教育委員会から懲戒処分や注意等を受けることなく、せいぜい人事権を有していない学校管理職による注意を受けるに留まり、最終的には、当該体罰等は顕在化しない。」



体罰や不適切指導の調査手法

- 1 調査手法にはどのようなものがあるか
- 2 過去の記録の確認はどこまで遡るか

都への報告書を作成するその前段ではそもそも調査が必要であると思うが、体罰や暴言の相談があった時の調査手法にはどのようなものがあるか。

過去の記録の確認はどこまで遡るか

相談があった際に、都に上がっている体罰や不適切指導に関する報告を確認しているが、都に確認を依頼した際に過去の分はどれだけ遡っているのか？前任校の分も確認がなされているのか。



いじめ重大事態には調査基準があるが 教職員の不適切指導については基準がない



いじめ重大事態の基準

基準1

在籍する児童生徒の生命、心身、または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合

基準2

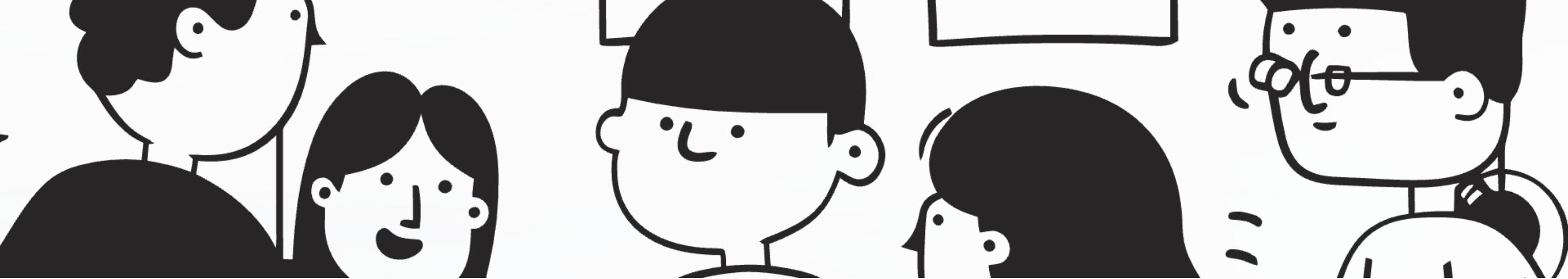
在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合

自死の場合

基本調査は必ず行われる

いじめ重大事態の調査の基準は、在籍する児童生徒の生命、心身、または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合、在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合。

自死については、基本調査や詳細調査が行われるので、そこで教職員との問題についてなんらかあれば調査の対象となるものであるはずだが、自死でない場合には調査をしなければならない基準や、調査の手法についての具体的な進め方についての指針が定められていない。



教職員の指導に関する調査基準の必要性



現状の課題

教職員の不適切な指導に関してが原因の一つであるという主張（もしくは疑い）があり、その児童生徒がいじめ重大事態として調査をするに値する児童生徒の状況と同様の状況である場合には、なんらかの一定のルールのもとで対応するように決めておくことが、属人的な組織的な対応として必要ではないか。



ルール作りの重要性

一定の基準やルールを設けることで、公平で一貫性のある対応が可能になります。



組織的対応を確実に行えるように

個人の判断に依存しない、組織としての対応体制を構築することが重要です。